

■南城市わがまち特例一覧【更新日：令和4年11月2日】

項番	内容	根拠法令		特例対象資産	特例割合 (課税標準額に 乗じる割合)	取得時期	適用期間	その他添付書類 (全て写し可)
		地方税法	南城市税条例					
1	家庭的保育事業の用に供する資産	第349条の3 第27項	第61条の2 第1項	家屋・ 償却資産	1/2	—	無期限	事業の認可を受けたことを証する書類
2	居宅訪問型保育事業の用に供する資産	第349条の3 第28項	第61条の2 第2項	家屋・ 償却資産	1/2	—	無期限	事業の認可を受けたことを証する書類
3	事業所内保育事業(利用定員5人以下)の用に供する資産	第349条の3 第29項	第61条の2 第3項	家屋・ 償却資産	1/2	—	無期限	事業の認可を受けたことを証する書類
4	水質汚濁防止法の汚水又は廃液処理施設	附則第15条第2項 第1号	附則第10条の2 第1項	償却資産	1/2	R4.4.1～ R6.3.31	無期限	・事業届出書 ・設置許可証
5	下水道除害施設	附則第15条第2項 第5号	附則第10条の2 第2項	償却資産	3/4	R4.4.1～ R6.3.31	無期限	
6	雨水貯留浸透施設	附則第15条第43項	附則第10条の2 第24項	土地・家屋 ・償却資産	1/3	H30.4.1～ R6.3.31	無期限	現在、南城市は特定都市河川浸水被害対策法に規定する特定都市河川流域に該当しないので、特例の適用はありません。
7	都市再生緊急整備地域内若しくは特定都市再生緊急整備地域内の公共施設及び一定の都市利便施設	附則第15条第15項	附則第10条の2 第3項	家屋・ 償却資産	3/5	H27.4.1～ R5.3.31	5年間	現在、南城市は都市再生緊急整備地域内若しくは特定都市再生緊急整備地域に該当しないので、特例の適用はありません。
8	津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき取得した津波対策の用に供する資産	附則第15条第22項	附則第10条の2 第4項	償却資産	1/2	H28.4.1～ R6.3.31	4年間	特例対象資産であることを証する書類
9	津波防災地域づくりに関する法律に規定する指定避難施設避難用部分	附則第15条第23項 第1号	附則第10条の2 第5項	家屋	2/3	H30.4.1～ R6.3.31	5年間	指定避難施設に指定されたことを証する書類
10	津波防災地域づくりに関する法律に規定する協定避難用部分	附則第15条第23項 第2号・3号	附則第10条の2 第6項・7項	家屋	1/2	H30.4.1～ R6.3.31	5年間	管理協定に係る書類
11	津波防災地域づくりに関する法律に規定する指定避難用償却資産	附則第15条第24項 第1号	附則第10条の2 第8項	償却資産	2/3	指定日以降	5年間	指定避難施設に指定されたことを証する書類
12	津波防災地域づくりに関する法律に規定する協定避難用償却資産	附則第15条第24項 第2号	附則第10条の2 第9項	償却資産	1/2	締結日以降	5年間	管理協定に係る書類

項番	内容			根拠法令		特例対象資産	特例割合 (課税標準額に 乗じる割合)	取得時期	適用期間	その他添付書類 (全て写し可)
				地方税法	南城市税条例					
13	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備	太陽光発電設備	1,000kw 以上	附則第 15 条第 26 項 第 2 号イ	附則第 10 条の 2 第 14 項	償却資産	3/4	R 2.4.1～ R 6.3.31	3 年間	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人 環境共創イニシアチブ、または公益財団法人 日本環境協会が発行する「再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書」 設置に伴う領収書等取得金額のわかる書類 経済産業省が発行した再生可能エネルギー発電設備にかかる認定通知書の写し、または「再生可能エネルギー発電設備事業計画」の認定を受けたことがわかる書類 電力会社が発行した『太陽光電力受給契約確認書』 設置に伴う領収書等取得金額のわかる書類
14		(売電するのは対象外)	1,000kw 未満	附則第 15 条第 26 項 第 1 号イ	附則第 10 条の 2 第 10 項	償却資産	2/3	R 2.4.1～ R 6.3.31	3 年間	
15		風力発電設備	20kw 以上	附則第 15 条第 26 項 第 1 号ロ	附則第 10 条の 2 第 11 項	償却資産	2/3	R 2.4.1～ R 6.3.31	3 年間	
16		(売電しないのは対象外)	20kw 未満	附則第 15 条第 26 項 第 2 号ロ	附則第 10 条の 2 第 15 項	償却資産	3/4	R 2.4.1～ R 6.3.31	3 年間	
17		水力発電設備	5,000kw 以上	附則第 15 条第 26 項 第 2 号ハ	附則第 10 条の 2 第 16 項	償却資産	3/4	R 2.4.1～ R 6.3.31	3 年間	
18		(売電しないのは対象外)	5,000kw 未満	附則第 15 条第 26 項 第 3 号イ	附則第 10 条の 2 第 17 項	償却資産	1/2	R 2.4.1～ R 6.3.31	3 年間	
19		地熱発電設備	1,000kw 以上	附則第 15 条第 26 項 第 3 号ロ	附則第 10 条の 2 第 19 項	償却資産	1/2	R 2.4.1～ R 6.3.31	3 年間	
20		(売電しないのは対象外)	1,000kw 未満	附則第 15 条第 26 項 第 1 号ハ	附則第 10 条の 2 第 12 項	償却資産	2/3	R 2.4.1～ R 6.3.31	3 年間	
21		バイオマス発電設備	10,000kw 以上 20,000kw 未満	附則第 15 条第 26 項 第 1 号ニ	附則第 10 条の 2 第 13 項	償却資産	2/3	R 2.4.1～ R 6.3.31	3 年間	
22		(売電しないのは対象外)	10,000kw 未満	附則第 15 条第 26 項 第 3 号ハ	附則第 10 条の 2 第 19 項	償却資産	1/2	R 2.4.1～ R 6.3.31	3 年間	
23	水防法に規定する浸水防止用設備			附則第 15 条第 29 項	附則第 10 条の 2 第 20 項	償却資産	2/3	H29.4.1～ R 5.3.31	5 年間	現在、南城市には地下街等に該当する施設がないので、特例の適用はありません。
24	企業主導型保育事業の用に供する資産 (特定事業所内保育施設)			附則第 15 条第 33 項	附則第 10 条の 2 第 21 項	土地・家屋 ・償却資産	1/2	H29.4.1～ R 5.3.31	5 年間	<ul style="list-style-type: none"> 事業の認可を受けたことを証する書類 無償貸与の場合にその事実を証明する書類 企業主導型保育事業（運営費）助成決定通知書
25	緑化保全・緑化推進法人が設置・管理する一定の市民緑地の用に供する土地			附則第 15 条第 34 項	附則第 10 条の 2 第 22 項	土地	2/3	H29.6.15～ R 5.3.31	3 年間	緑地保全・緑地推進法人が設置・管理する市民緑地であることが確認できる書類

項番	内容	根拠法令		特例対象 資産	特例割合 (課税標準額に 乗じる割合)	取得時期	適用 期間	その他添付書類 (全て写し可)
		地方税法	南城市税条例					
26	中小企業者等が先端設備等導入計画の認定を受けた設備	旧 附則第 15 条第 41 項	旧 附則第 10 条の 2 第 24 項	償却資産	0	H30.6.6～ R3.3.31	3 年間	・先端設備等導入計画に係る書類の写し(認定申請書、先端設備等導入計画、確認書等) ・工業会等による証明書の写し
27	水防法の規定により指定された浸水被害軽減地区内にある土地	附則第 15 条第 39 項	附則第 10 条の 2 第 23 項	土地	2/3	R2.4.1～ R5.3.31	3 年間	現在、南城市は水防法に規定する浸水被害軽減地区に該当しないので、特例の適用はありません。
28	新築のサービス付き高齢者向け住宅	附則第 15 条の 8 第 2 項	附則第 10 条の 2 第 25 項	家屋	2/3	H27.4.1～ R5.3.31	5 年間	・高齢者の居住の安定確保に関する法律第 7 条第 1 項の登録を受けた旨を証する書類 ・政府の補助又はサービス付き高齢者向け住宅の整備に要する費用に係る地方公共団体の補助を受けている旨を証する書類
29	中小企業者等が先端設備等導入計画の認定を受けた設備（家屋、構築物含む）	附則第 64 条	附則第 10 条の 2 第 26 項	家屋・ 償却資産	0	R3.4.1～ R5.3.31	3 年間	・先端設備等導入計画に係る書類の写し(認定申請書、先端設備等導入計画、確認書等) ・工業会等による証明書の写し